

議案第九号

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法

律（平成二十九年法律第二十五号）の施行による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。